

現 場 説 明 書

静岡県立こども病院

説明日時・会場	現場説明会は行いません。	
工事名	令和5年度 静岡県立こども病院患者家族宿泊施設建設工事	
工事場所	静岡市葵区漆山 地内	
工期	令和7年1月24（金）限り	
工事概要等	工事概要	旧保育所等敷地に患者家族宿泊施設を建設する。 上記に係る建築・電気設備工事・機械設備工事 一式
	構造規模等	鉄骨造 平屋建て
現場作業の着手	契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を工事監理業務担当職員（以下「委託監督員」という。）へ提出後、承諾を得たのち着手すること。	
契約前の提出書類	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作成までの間に契約担当者に提出すること。	
契約	契約書の締結は落札決定日から7日以内とする。なお、契約に必要な契約書2部（発注者用及び受注者用）については、受注者の負担とする。	
契約後の提出書類	<p>受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれに提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工程表 (2部 10日以内) 2 主任技術者等届出書 (2部 10日以内) 3 請負代金内訳書 (2部 10日以内) 4 工事カルテ受領書(CORINS)の写し (1部 10日以内) 5 建設業退職金共済制度等の掛金納入書 (1部 30日以内) 建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」 6 火災保険その他損害保険加入届出書 (1部加入後直ちに) 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、 その証券を遅滞なく提示すること。（保険期間は工期+14日程度） 	

下請関係	<p>本工事は、静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱（以下「要綱」という。）を準用するものとし、受注者はその内容を遵守すること。</p> <p>施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり整備及び提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工体制台帳（様式は要綱第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの） <p>受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。</p> 2 再下請通知書（様式は要綱第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの） <p>下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。</p> <p>下請契約が数次にわたる場合には、順次上位の請負人を経由して受注者へ提出すること。</p> 3 施工体系図（様式は要綱第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの） <p>受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。</p> 4 提出の方法 <p>二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。</p>
工事工程 月報	<p>工事工程月報は、全景を含めた施工状況写真を添付（A3横に写真を4枚添付）し、月末における工事の進捗状況を翌月の10日までに発注者及び委託監督員（以下「発注者等」という。）にそれぞれ1部提出すること。</p> <p>※ メール等の電子媒体での提出も可能である。</p>
支払関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 前払金 <p>地方独立行政法人静岡県立病院機構建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）による。</p> 2 部分払 <p>約款による。</p> 3 完成払 <p>約款による。</p> 4 支払の時期 <p>約款による。</p>
変更契約	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更契約は、その必要が生じた都度、書面をもって協議し締結する。 <p>また、軽微な変更事項は、工事完了までに、まとめて変更契約を行うこととする。</p> 2 受注者は、設計変更事項について、その都度、変更内容を整理すること。 3 提出書類 <p>変更契約に必要な変更契約書2部（発注者・受注者）については、受注者の負担とする。</p>
完成時の 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・完成届（2部） ・完成写真（支払用 サービス版1部）

引渡し時の提出書類等	<p>原則として次によるが、提出書類、部数等の詳細は特記仕様書及び発注者との協議による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡書 ・工事関係書類（1式） ・工事写真帳 ・完成写真 ・完成図（A3サイズ図面、二つ折製本とする。） ・施工図（A3サイズ図面、二つ折製本とする。） ・保証書（1部） ・保証書の写し（1部） ・各種検査合格証（1部） ・各種試験成績表（1部） ・その他説明書（保守・使用に関する指導案内書等）（2部） ・鍵類（明細一覧表共）（3本/組） ・予備品（1式） ・連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの ・DVD-R（2部） <p>※ 上記提出書類等のデータを保管する。</p>
契約不適合責任期間	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器本体等引き渡し後1年間 ・その他の工事目的物引き渡し後2年間 <p>※ 設備機器本体等とは、電機、機械設備、昇降機工事等で設置された機器・材料をいう。</p> <p>※ その他の工事目的物とは、電機、機械設備、昇降機工事等以外の工事で設置された建築物・工作物をいう。</p> <p>※ 建築工事に包含される電気、機械設備、昇降機工事等の契約不適合責任期間は、引き渡し後1年間。</p>
材料及び製造所等の報告を求めるもの	<p>建築工事</p> <p>(1)杭、(2)杭施工混和材、(3)杭頭補強筋、(4)地盤改良材、(5)スリーブ補強筋、(6)コンクリート、(7)鋼材類、(8)ボルト類、(9)アンカーボルト、(10)ターンバックルブレース、(11)押出成型セメント板、(12)防水材料、(13)タイル、(14)長尺金属板、(15)金属製品、(16)軽量鉄骨天井・壁下地、(17)カーテンウォール、(18)建具、(19)ガラス、(20)塗料、(21)ビニル床シート、(22)せっこうボード、(23)壁紙、(24)断熱材、(25)排水管・側溝類、(26)排水栓、(27)路床・路盤材、(28)アスファルト、(29)樹木、(30)芝、地被類、(31)フェンス、(32)ユニット類・家具類</p> <p>電気設備工事</p> <p>(1)盤類、(2)電線・ケーブル類、(3)ケーブルラック。(4)照明器具、(5)誘導灯、(6)区画処理材、(7)デマンド監視装置、(8)自火報設備類、(9)キュービクル、(10)ハンドホール、(11)非常用発電機</p> <p>機械設備工事</p> <p>(1)空調機器類、(2)ダクト類、(3)配管類、(4)換気設備類、(5)衛生設備類、(6)給排水設備類、(7)給湯器設備類、(8)消防設備類</p> <p>その他</p> <p>(1)監督員が指示するもの</p>

特に注意する 安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の出入り（経路を含む。）については、施設利用者や一般交通、歩行者等の支障とならないよう配慮し、安全対策に万全を期すこと。 敷地東側は医師宿舎及び院内保育所が、敷地西側には患者用駐車場があることから、特に注意すること。 また、敷地内通路や周辺道路を汚損することができないようにすること。 ※ 泥等で路面が汚れた場合、速やかに清掃を行うこと。 ・工事を起因とする周辺道路及び側溝の陥没、沈下は受注者の責によりより復旧すること。 ・病院敷地周辺道路を工事車両が通行する場合は、法定制限速度 30km/h 以下を遵守すること。また、大型車両については、これに係わらず 20km/h 以下で運転し、周辺施設への振動防止に努めること。 ・大型車両については、医師宿舎M棟以南には進入しない仮設計画とすること。 ・G 棟（コアラの家）の解体については、着手に先立ち、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法による報告が必要である。（外壁仕上塗材には石綿が含有していないことは確認済みである。） ・G 棟西側ガバナ庫付近には都市ガス本管が埋設されている、近接で施工する場合、ガス供給業者と密に協議を行うこと。 ・交通誘導警備員を必要に応じ適切に配置し、安全対策を講じること。 ・工事による振動、騒音、粉塵、臭気の発生の抑制に努めること。 また、着手に先立ち国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター、医師宿舎入居者及び院内保育所に対し、工程等を説明し理解を得ること。 ・本工事において発生する産業廃棄物については、分別収集、リサイクル、再利用、再使用、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化等による廃棄物減量化に配慮すること。 ・各種法令を遵守すること。 ・資材等の保管には、十分注意すること。 ・作業員の喫煙は、現場事務所内の喫煙室にて行うものとし、病院敷地内及び病院周辺道路での喫煙は不可とする。 ・現場の内外を問わず、工事関係者によるタバコの吸殻、空き缶等の投げ捨てや放置は厳に慎むこと。 ・本工事とは無関係であっても、清掃等により現場周辺の美化に努めること。
-----------------	---

その他の 事項	<p>1 監督員事務所 必要</p> <p>2 受注者の現場事務所は、病院敷地南側（旧E棟南側）を想定している。 ※ 詳細な位置等については、発注者と協議して決定する。</p> <p>3 受注者及び作業者の通勤用駐車場は、病院敷地外に別途確保すること。</p> <p>4 工事期間中の工事に係る電気料金及び水道料金は、受注者の負担とする。</p> <p>5 設計書において、設計書の直接仮設工事に計上されている事項は任意仮設とし、共通仮設費に計上されている事項は指定仮設とし、工期末に精算変更する。 なお、受注者の都合により、仮設の追加等を行う場合は、受注者の負担とする。</p> <p>6 創意工夫の現場適用に積極的に取り組むこと。 (なお、この場合は契約変更の対象とはしないものとする。)</p> <p>7 官公庁申請資料等については、適切に作成するほか、提出に先立ち、発注者等の確認を受けること。</p> <p>8 工事の時期及び方法等について総合調整が必要な場合には、関係者と協力して適切に行うこと。※本工事の工程はコアラの家を本体工事に先立ち解体することを想定している。</p> <p>9 受注者には設計 CAD データを貸与する。</p> <p>10 受注者は、第3者の現場視察、見学会及びその他施設の広報に関する活動に協力すること。</p> <p>11 本施設は引渡後、運営職員の訓練期間を経て、当院ではなく別団体が管理することが予定されている。施工時の打合せの段階から当該団体関係者と密に調整し、円滑に施設を引継げるようすること。</p> <p>12 上記のほか円滑な病院運営等のため、受注者は、発注者からの軽微な要望等について協力すること。</p> <p>13 本工事は令和5年度から6年度に渡り実施されるものであるが、令和5年度の支払いは0円とし、全額令和6年度に支払うものとする。</p>
------------	--